

人事労務通信



社会保険労務士事務所
人事労務センター
〒812-0011
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702
☎ 092-409-4188
Fax 092-409-4187
Eメール akiko@b-souken.com

シチメンソウの紅葉 佐賀市東与賀町・東よか干潟



東よか干潟には今、有明海の風物詩として知られるシチメンソウが紅葉しています。

シチメンソウは、高さは20～40cmのアカザ科の一年草。葉っぱがこん棒状に枝分かかれして伸びた独特の形で、満潮時に潮をかぶり干潮時には干潟になる環境で生育する貴重な「塩生植物」です。

東よか干潟は、東与賀町南端の有明海沿岸から沖合いに広がる広大な干潟。平成27年5月に「ラムサール条約湿地」に登録され、渡り鳥であるシギ・チドリ類の飛来数が、国内約100カ所の中で最も多く確認され、クロツラヘラサギ、ズグロカモメ、ツクシガモといった絶滅を危惧されている希少な野鳥も飛来しています。

泥の干潟には、ゴカイや貝類など、豊かな生態系が育まれ、ムツゴロウ、ワラスボなどの国内では、有明海でしか見ることのできない生物が飛び跳ねる姿も見ることができます。



法改正情報

残業時間月60時間超は 150%の割増賃金支払 2023年4月1日施行

2023年4月1日以降、これまで中小企業では適用が猶予されていましたが法定労働時間を超える残業時間が月60時間を超える場合、使用者は150%以上の割増賃金を支払わなければなりません。

具体的には、①法定時間を超える残業時間が60時間以内は、125%の割増賃金②法定時間を超える残業時間が60時間を超えるとその時間は、150%の割増賃金③深夜労働の場合は175%となります。この残業時間には、休日労働時間数は含まれず、従来135%です。

法の施行まで、あと5か月。就業規則の変更改訂や勤務体制の改善など取り組むべき仕事を整理して準備を進めることが求められています。

※詳細は、お尋ねください。



アスパラの豚バラ巻き

近所にアスパラガスの無人販売所があります。

これは生産者さんが軒先で、出荷の規格外品を割安で直売しているもので、ちょこちょこ利用しています。

この日は、それなりの太さで、穂先がちょっとだけまがっているだけで40本で200円。早速、料金箱にお金を入れ購入し、料理しました。

①アスパラを洗い、根元を1cm程落とし、根元から10センチ位上まで、ピーラーで丁寧に皮をむく②豚バラの薄切り肉をまな板に伸ばしてアスパラを巻く③フライパンを温め油を敷く④塩コショウをしてフライパンで焼けば出来上がりです。



人事労務センターホームページ
<https://roumu.b-souken.com>
Eメール : akiko@b-souken.com

国民年金保険料の 免除・猶予制度

Q&A

Q：国民年金保険料の免除や納付猶予制度があると聞きましたが、どんな制度ですか？

A：経済的に保険料の納付が困難である場合など一定条件を満たす方々への救済措置として「全額免除」「一部免除」「納付猶予」「学生納付特例」があります。

Q：4つの制度は、どのような制度ですか？

A：「全額免除」と「一部免除」は、所得などの条件により保険料の納付が免除される制度です。免除額は、①全額免除、②一部免除（4分の3、半額、4分の1）があり、審査によって1か月単位で免除されます。

Q：制度利用のメリットはありますか？

A：免除期間は、年金受給資格期間に反映されますが、②一部免除の場合は、減額された保険料を納付しない限り、「未納」扱いとなり、年金受給資格期間には算入されません。

「未納」だと、2年前までしか遡って納められませんが、免除制度では、「追納」として、遡って10年前の分まで納めることができ、「追納」すると老齢基礎年金額が増えます。

また、「未納」だと障害基礎年金や遺族基礎年金を受けとることが出来ない場合があります。

Q：失業して保険料納入が難しい場合は？

A：失業した場合に保険料免除・納付猶予制度の特例申請を行うことができます。

この制度は原則、失業した年またはその翌年に申請した場合に適用されます。

「学生納付特例」は、学生の方が対象で、保険料の納付が1年毎に猶予されます。

※免除・納付猶予制度について、詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

※適用される制度によって違いがありますが、審査の際には、本人・配偶者・世帯主の前年所得が審査の対象となります。申請をし、審査が通った場合に適用されます。

コスモス 見ごろちょっと遅れ



今年は、コスモスの花が咲くのが遅いと思いませんか？

いつも、コスモスの花を楽しみに、秋月に行ったり、佐賀空港のコスモス公園に行ってみましたが、どこのコスモスも、例年に比べると3～4割程度の開花で、見頃とは言えない寂しい光景でした。

公園の方たちは、“コスモス祭”と銘打って、のぼり旗をなびかせ、満開の花のチラシを配りながら「今年は、まだちょっと早かったですね」と済まなさそうにされていました。

（写真は、佐賀空港にて）

あとがき

皆さんお元気ですか？人事労務通信も今月号で117号となりました。発行する度に皆様から、あたたかい感想を頂くので元気を貰います。

つい先日まで、暑い暑いと言っていましたが、10月に入ってからは、朝晩は急に気温が下がり肌寒さを感じています。外に出るたびに「寒い」と声を上げています。

ついこの前、秋冬服から、夏服へと衣替えをしたばかりなのに、今はまた、秋冬服を急いで取り出す始末です。



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-409-4188

FAX 092-409-4187

Eメール：akiko@b-souken.com